

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付要綱

(目的)

第1 農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すため、省エネルギー化に取り組む土地改良区に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額の増減を伴う変更
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 補助対象者の変更

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第5 広域振興局長（以下「局長」という。）は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月13日から施行し、令和7年度事業に適用する。

別表第1（第2関係）

施設区分		経費	事業メニュー	補助額
1 基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）（以下「基幹水国実施要綱」という。）第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設	基幹水国実施要綱第2の4の事業を実施する施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	定額 基幹水利施設管理事業実施要領（平成8年7月31日付け8構改A第596号農村振興局長通知）別紙2-2に定める額以内の額
	基幹水国実施要綱第2の4の事業を実施しない施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額（千円未満切捨て） 高騰額=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額-指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり
2 水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知）（以下「管理強化国実施要綱」という。）第2の1の事業に該当し、補助を受けている施設	管理強化国実施要綱第2の6の事業を実施する施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	定額 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知）別紙2に定める額以内の額
	管理強化国実施要綱第2の6の事業を実施しない施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額（千円未満切り捨て） 高騰額=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額-指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり
3 上記1及び2以外の施設	管理強化国実施要綱第2の6（1）イに該当する土地改良区が管理する施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	定額 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農村振興局長通知）別紙2に定める額以内の額
	上記以外の施設	左記施設の令和7年6月から9月までの電気料金	II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	定額 次の計算式により算出した高騰額の2分の1に相当する額以内の額（千円未満切捨て） 高騰額=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額-指標となる電気料金 指標となる電気料金=令和7年6月から9月分までの電気料金の合計額÷高騰率 高騰率は別表第2のとおり

別表第2

区分	基本料金			電力量料金及び燃料費等調整額		
	低圧	高圧	特別高圧	低圧	高圧	特別高圧
高騰率（令和7年度）	1.042	1.392	1.398	1.071	1.190	1.174

別表第3（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 その他局長が必要と認める書類	第1号 第2号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他局長が必要と認める書類	第3号 第2号	1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 その他局長が必要と認める書類	第4号 第2号	1部 1部 1部	事業完了後60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日

様式第1号（別表第3関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金交付申請書

年度岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金	円
[内訳] I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	円
II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	円

様式第2号 事業計画書(別表第3関係)

【地区集計】 (単位:千円)

番号	局名	県名	地区名	地区区分	施設管理者名	省エネ交付額 (試算)
東北	羽手					

(千円未満切り捨て)

:リストから選択 :直接入力

【地区個表】 (単位:円)

番号	施設名	既存補助事業 費用区分 契約区分 多面川治水ダム等	電気料金										油脂費					高騰分 (電力料+油脂費)	
			令和6年4月～令和6年9月の電気料金					令和2～5年4月～9月の電気料金相当分					左記の国費相当分	その他高騰分 ^{※1}	高騰分	令和6年4月～令和6年9月の油脂費	令和2～5年4月～9月の油脂料相当分	左記の国費相当分	
			①基本料金	②電力量料金	③燃料調整額	④再エネ賦課金	⑤計	⑥計(再エネ賦課金除外)	⑦基本料金上昇率	⑧電力量料金上昇率	⑨=(①/⑦)-(②+③)/⑧ +(④/再エネ上昇率1,124)	⑩=⑨×既定国費率 (該当する場合入力)		⑪ ⑫=(①×②+③) (①/⑦+②+③)/⑧+ ⑩	⑬	⑭=⑩/⑪	⑮=⑬×既定国費率 ⑯=⑬-⑮		
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
合計																			

【高騰分に対する既存事業の補助額の算定】 (単位:円)

	R6事業費(a)	R6国費ほか(b)	令和2～5年4月～9月の 国費ほか相当分(c)	高騰分既存補助額(d=b-c)
事業費				
うち電力料				
うち油脂費				
計				

※事業費国費は、R6当初+R5当初高騰分の合計額を入力する。

※ d=0とする

【省エネ交付額の算定】 (単位:円)

高騰分(A)	
高騰分に対する既存事業の補助額(B=d)	
省エネ交付額上限額(C=(A-B)×0.7)	
重点支援地方交付金(D)	
省エネ交付額(E)	

※重点支援交付金+高騰分既存補助額の合計額以上一
※高騰分から重点支援交付金と高騰分既存補助額を引いた額が上限額以上一上限額
※高騰分から重点支援交付金と高騰分既存補助額を引いた額が上限額未満
→高騰分既存補助額-交付金

様式第3号（別表第3関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった 年度岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 理 由

2 申請額（円）

区分	変更前	今回申請	変更後
I 農業水利施設省エネルギー化推進対策 (国事業)	円	円	円
II 農業水利施設省エネルギー化推進対策 (県単事業)	円	円	円
計	円	円	円

様式第4号（別表第3関係）

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助金請求（精算）書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった 年度岩手県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求（精算）します。

金	円
[内訳] I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	円
II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	円
補助金交付決定額	金 円
[内訳] I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	円
II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	円
概算払受額	金 円
[内訳] I 農業水利施設省エネルギー化推進対策（国事業）	円
II 農業水利施設省エネルギー化推進対策（県単事業）	円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。